

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。



### 1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法        |
| <input type="checkbox"/> 保険金額                   | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間                   |   |

### 2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

### 3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

#### ◆取扱代理店

##### 丸紅セーフネット株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階  
TEL:03-5210-2760  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで  
土日・祝日・年末年始を除く)  
メールアドレス pt-sj@m-inc.co.jp

#### ◆引受保険会社

##### 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL:03-3349-5137  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

#### ◆指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで  
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- ◆事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

「事故サポートセンター」 **0120-727-110**  
(受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていたご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

(SJNK19-16553 2020.03.23)

団体割引

5%

公益社団法人日本理学療法士協会 会員の皆さまへ

# 新・団体医療保険のご案内

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・  
がん保険特約セット団体総合保険)

医療費負担にそなえ、安心を提供します。

保険期間:2020年7月1日午後4時から1年間

申込締切日:2020年6月5日まで

(中途加入は毎月15日締切 翌月1日補償開始)

ご継続加入は安心の自動継続です。

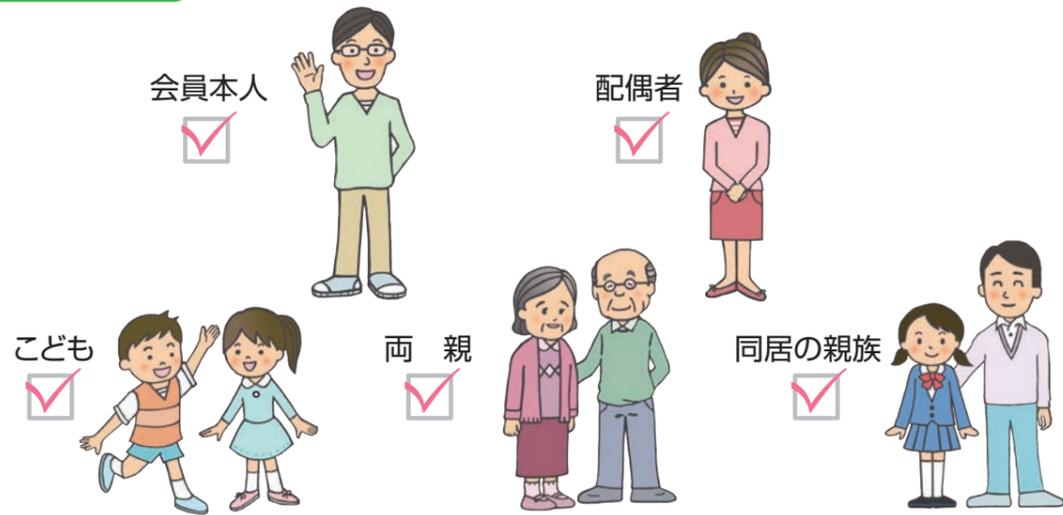
#### 【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、新・団体医療保険の保険料(または保険金額)と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

# 会員の皆さまとご家族だけにお届けする安心補償です。

被保険者となれる方

新規加入・継続加入ともに満69歳までの方



※被保険者は上記の方々を対象ですが、加入者は会員本人にかぎります。

## 7つの特長

おすすめ  
1

**入院を伴わない「がん外来治療(通院)」も補償対象!**

おすすめ  
2

団体割引5%を適用した**割安な保険料!**

おすすめ  
3

医師の診査は**不要!** 健康告知による**簡単手続き!**

※告知いただいた内容によっては、特別な条件付きのご加入となる場合やご加入をお断りする場合があります。

おすすめ  
4

**日帰り入院**※から補償!

※日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

おすすめ  
5

**三大疾病**(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)に一時金で備えられます!

おすすめ  
6

高額な自己負担が必要な場合もある**「先進医療」**も**500万円**まで補償!

おすすめ  
7

おすすめコースでは**携行品損害**や**受託品賠償**も補償!

## 医療

### 医療費の自己負担額はどのくらいかかるの?



●入院一日あたりの自己負担額は平均約20,000円!

「直近の入院時の1日あたりの自己負担費用」

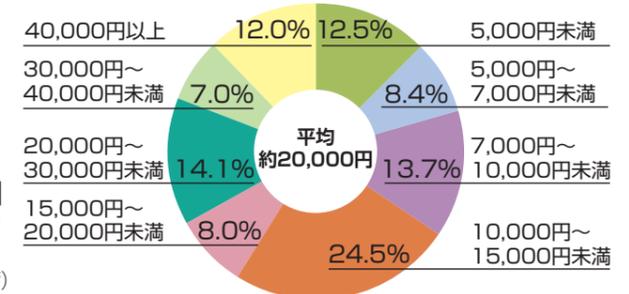
(注1)右記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度※)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)

(※)高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

(注2)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/100714a.pdf>)



直近の入院時の自己負担費用「1日あたりの自己負担費用」

## 補償内容

ベーシックコース	おすすめコース	補償の内容 ※保険金のお支払方法等重要な事項は5頁以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
入院保険金	入院保険金	病気やケガで入院された場合(病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき180日限度)
手術保険金	手術保険金	病気やケガで手術を受けられた場合 ※疾病手術保険金は、手術の種類によっては回数制限があります。
通院保険金	通院保険金	(病気)病気で継続して4日を超えて入院され、退院後に通院された場合(90日限度) (ケガ)1日の通院からでもお支払い(90日限度)
がん入院保険金 (がんでの入院時に1日目から)	がん入院保険金	がんで入院された場合 (がん以外での入院保険金とは別にお支払いします。)
がん手術保険金	がん手術保険金	がんの手術を受けられた場合(がん以外での手術保険金とは別にお支払いします。) ※手術の種類によっては回数制限があります。
がん外来治療保険金 (がんでの通院時に)	がん外来治療保険金	がんで外来治療を開始された場合(45日限度)
三大疾病診断保険金	三大疾病診断保険金	初めてがんと診断された場合のほか完治後に再発・転移や新たに生じた場合、急性心筋こうそく、または脳卒中を発病し、入院を開始した場合
先進医療等費用保険金	先進医療等費用保険金	日本国内で先進医療等を受けたことにより負担した先進医療の技術料や臓器移植に伴う費用を補償
介護一時金	介護一時金	病気やケガにより公的介護保険制度における要介護2から5相当の状態が90日を超えて継続した場合 ※お支払いは1回のみとなります。
携行品損害	携行品損害	偶発的な事故による携行品の破損・盗難等を補償(自己負担額 1事故3,000円) (乗車券、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円限度)
受託品賠償	受託品賠償	日常生活において日本国内で他人から借りたもの、預かったものを壊した場合等の法律上の損害賠償責任を補償(自己負担額 1事故5,000円)

「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。  
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

□本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、携行品損害補償特約および受託品賠償責任補償特約保険料を除きます。(2020年2月現在)

## 保険金額・保険料

精神障害補償特約・天災危険補償特約セット・保険期間1年・団体割引5%適用

保 険 金	おすすめコース		ベーシックコース	
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
入院保険金日額 (病気・ケガ)	1日につき10,000円	1日につき5,000円	1日につき10,000円	1日につき5,000円
手術保険金 (病気・ケガ)	入院中の手術の場合、10万円 外来手術の場合、5万円	入院中の手術の場合、5万円 外来手術の場合、2.5万円	入院中の手術の場合、10万円 外来手術の場合、5万円	入院中の手術の場合、5万円 外来手術の場合、2.5万円
通院保険金日額 (病気・ケガ)	1日につき6,000円	1日につき3,000円	1日につき6,000円	1日につき3,000円
がん入院保険金日額	1日につき10,000円	1日につき5,000円	1日につき10,000円	1日につき5,000円
がん手術保険金	入院中の手術の場合、10万円 外来手術の場合、5万円	入院中の手術の場合、5万円 外来手術の場合、2.5万円	入院中の手術の場合、10万円 外来手術の場合、5万円	入院中の手術の場合、5万円 外来手術の場合、2.5万円
がん外来治療保険金日額	1日につき6,000円	1日につき3,000円	1日につき6,000円	1日につき3,000円
三大疾病診断保険金	100万円	50万円	100万円	50万円
介護一時金	200万円	100万円	200万円	100万円
先進医療等費用保険金	500万円	500万円	500万円	500万円
携行品損害 (自己負担額1事故につき3,000円)	50万円	50万円	-	-
受託品賠償 (自己負担額1事故につき5,000円)	30万円	30万円	-	-
満年齢	月払保険料(円)			
0~24歳	3,850	2,240	3,350	1,740
25~29歳	4,260	2,450	3,760	1,950
30~34歳	4,620	2,620	4,120	2,120
35~39歳	4,960	2,790	4,460	2,290
40~44歳	5,530	3,070	5,030	2,570
45~49歳	6,600	3,620	6,100	3,120
50~54歳	8,080	4,360	7,580	3,860
55~59歳	10,790	5,720	10,290	5,220
60~64歳	14,190	7,400	13,690	6,900
65~69歳	19,350	9,980	18,850	9,480

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- 契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、携行品損害補償特約保険料、受託品賠償責任補償特約保険料を除きます。(2020年2月現在)

## 1年更新ですので、ライフイベントにあわせて補償の見直しが可能です!

34歳ご夫婦

働き盛りのAさんの場合

本人 Bタイプ 月々 2,620円

配偶者 Dタイプ 月々 2,120円

ご夫婦の補償が 月々合計 4,740円

※ご本人・配偶者を同年齢で算出しています。

### 告知の大切さについてのご説明

□告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。□告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

## ご加入方法

### 加入方式および加入対象者

本保険は、「公益社団法人日本理学療法士協会」を契約者として、日本理学療法士協会の会員さまを加入対象とする団体契約です。  
\*会員以外の方はご加入できません。

### 保険期間

2020年7月1日(午後4時)から2021年7月1日(午後4時)までの1年間

### 申込締切日:2020年6月5日(金)まで

<継続加入>  
継続加入の方については、自動継続となります。  
<新規加入>  
上記申込締切日までにお申込みください。  
※2020年6月5日以降のお申込みにつきましては、中途加入となります。  
<中途加入>  
毎月15日申込締切で翌月1日から2021年7月1日までの保険期間となります。

### 加入手続

<継続加入>  
継続加入される場合は、自動継続となります。

ご加入者へは満期前に「新・団体医療保険」自動継続のご案内をお送りします。引き続き、ご加入を継続される場合や特段、ご加入内容に変更がない(前年と同等条件で継続される)場合につきましては、自動継続(更新)となります。ただし、「継続加入を行わない場合」や、「ご加入プランを変更する場合や前年と住所変更等契約内容を変更して加入を行う場合」はその内容を記載した加入依頼書および健康告知書等の提出が必要となりますので、取扱代理店である丸紅セーフネット株式会社までご連絡ください。

<新規加入>  
同封の「加入依頼書兼健康告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、記載内容に間違いがないかご確認のうえ、ご捺印して返信用封筒にて必ず申込締切日までに取扱代理店の丸紅セーフネット株式会社へご返送ください。  
※翌年度以降は、自動継続となります。

<中途加入>  
「加入依頼書兼健康告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、記載内容に間違いがないかご確認のうえ、ご捺印して返信用封筒にて取扱代理店の丸紅セーフネット株式会社へご返送ください。毎月15日申込締切で翌月1日に保険責任が始まります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。  
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者: 公益社団法人日本理学療法士協会
- 保険期間: 2020年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 2020年6月5日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料はこのパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: (公社)日本理学療法士協会の会員
- 被保険者: (公社)日本理学療法士協会の会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。新規加入、継続加入ともに満69歳までの方が対象となります。
- お支払方法: 2020年8月からご指定の金融機関口座からのお引き落としとなります。(12回払)
- お手続方法: 下表のとおり必要書類をご記入のうえ、ご加入窓口の丸紅セーフネット株式会社までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 *告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入: 保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2021年7月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月からご指定の金融機関口座からお引き落としとなります。(12回払)
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の丸紅セーフネット株式会社までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 保険料の払込

- 継続加入
- 保険料払込方法および振替日につきましては、別途ご連絡します。
- 新規加入
- 保険料の払込は月払いとなります。
- 8月27日から毎月27日(ただし、27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)\*にご指定の金融機関口座よりお引き落としとなります。したがって、最終回目のお引き落としは翌年7月27日となります。

\*保険料のお引き落としがされなかった場合は、期日までに所定の口座へお振込みください。期日までに保険料の払込みがない場合は、自動的に加入取消となりますのでご了承ください。

申込締切日は6月5日 ※消印有効

7月1日から補償開始

8月27日から毎月27日に保険料を口座振替

\*27日が金融機関休業日の場合は翌営業日。保険料のお引き落としがされなかった場合は、期日までに所定の口座へお振込みください。期日までに保険料の払込みがない場合は、自動的に加入取消となりますのでご了承ください。

- 中途加入
- 補償開始日翌月の27日から毎月27日(ただし、27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)\*にご指定の金融機関口座よりお引き落としとなります。したがって、最終回のお引き落としは翌年7月27日となります。

\*保険料のお引き落としがされなかった場合は、期日までに所定の口座へお振込みください。期日までに保険料の払込みがない場合は、自動的に加入取消となりますのでご了承ください。

中途加入申込締切日は毎月15日 ※消印有効

翌月1日から補償開始

\*2021年7月1日までの補償となります。

補償開始日の翌月から毎月27日に保険料を口座振替

\*27日が金融機関休業日の場合は翌営業日



## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き) ……

### 【がん保険特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 外来治療保険金	責任開始日以降の保険期間中にかんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 [がん外来治療保険金の額=がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数]	(前ページより続きます。)

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。  
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者がかんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

### 【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断 保険金	被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア初めてがんと診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。 イ原発がん <sup>(※)</sup> が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など

先進医療等 費用保険金 <sup>(注)</sup>	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等 <sup>(※1)</sup> を受けたことにより負担した先進医療 <sup>(※2)</sup> の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a> )	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
-------------------------------	---	--

介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当します。 )となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
-------	--	---

物の損害の補償 (国内外補償) <sup>(注)</sup>  (次のページに続きます。)	偶然な事故により携行品 <sup>(※1)</sup> に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 <sup>(※2)</sup> を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 )外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的 事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
--	---	---

物の損害の補償 (前ページからの続きます。)	・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	(前ページより続きます。)
賠償責任	被保険者 <sup>(※1)</sup> が日本国内において受託した財物 <sup>(※2)</sup> について、住宅内で保管中または一時的に住宅外で管理中に損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、損害賠償金については、受託品の時価 <sup>(※3)</sup> を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額とし、お支払いする損害賠償金の額は、保険期間を通じて受託品賠償責任の保険金額を限度とします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、受託品賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは保険の対象となりません。 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、航空機・鉄砲、刀剣 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・動物、植物 ・建物(付属設備を含みます。) ・公序良俗に反する物 など (※3)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。	①故意 ②被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自然発火または自然爆発 ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的 事故 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による受託品の損壊 ⑨被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑩被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑪受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任 ⑫受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(直接、間接を問いません。) ⑬受託品について通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 など

(注)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2)1契約のみに補償特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他で注意いただきたいこと ……

### ●特定疾病等対象外特約について

・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。  
※例えば、F郡「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。  
・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。  
・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。  
(削除できない場合の例)  
○補償対象外とする疾病群が複数の場合  
○告知書「疾病・症状一覧表」のF郡(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合  
など

●詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 用語のご説明 ……

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 <sup>(※)</sup> が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴すれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。

## 用語のご説明(続き)

用語	用語の定義
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 <sup>(※)</sup> 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 <sup>(※)</sup> または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

#### ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

#### ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>から1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- この場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過する年数は問いません。
  - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
  - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)
- ③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 【疾病保険特約・傷害保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2) がん保険特約、がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約の「がんによる支払事由」については、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加

された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約の「がんによる支払事由】

●ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん保険特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約の「がんによる支払事由は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)

となり、ご加入時において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

### 3. ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、上記に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。  
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

\*受託品賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガを被った場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。  
また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

#### 【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の2020年7月1日午後4時に始まり、がん保険特約、がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約の「がんによる支払事由」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

\*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

いできない主な場合)をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイトを(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。